

コンプライアンスに関する行動指針

原子力安全推進協会の役員、顧問、職員および派遣職員は、たゆまぬエクセレンスを追求する事業ミッション実現の大前提として、法令や社会規範を遵守し社会から信頼され続けることが不可欠であることを自覚し、コンプライアンスに関する以下の行動指針にもとづいて行動します。

1. 安全の確保

常に安全を最優先に考え行動します。

2. 法令等の遵守

事業活動に関わる諸法令や社会のルールを遵守します。

3. 協会規程等の遵守

協会規程等に従い、業務は適正に処理します。

4. 適正な会計・税務処理

関連法令に従い、会計・税務処理を適正に行います。

5. 公正な取引の確保

独占禁止法および関連法令に従い、公正かつ自由な取引を行います。

6. 適正な安全保障輸出管理

外国への技術の提供にあたり、安全保障輸出管理に関する法令を遵守します。

7. 環境への配慮

環境に関する法令を遵守し、環境保全に努めます。

8. 契約の遵守

取引先等との契約は必ず守ります。

9. 秘密情報の厳正な情報管理

秘密情報は厳正に管理します。協会の許可なく第三者に開示しません。

10. 個人情報、知的財産の厳正な管理

関連法令に従い、個人情報、知的財産は厳正に管理します。

11. 反社会的勢力に対する姿勢

反社会的勢力には毅然とした対応を行います。

12. 贈答・接待に対する節度

社会通念上許容される範囲を超える贈答や接待の授受はしません。

13. 公私のけじめ

協会の資産(備品、貸与品、金銭等)を私的な目的で使用しません。

14. 適正な労働環境の確保

労働法令を遵守し、安全で健康的な職場環境の確保に努めます。

15. 人権の尊重

人権を尊重し、差別的な取扱いやハラスメント(嫌がらせ)は行いません。

16. 職場秩序の維持

就業規則など協会規程を遵守します。

以 上

社外の方からの上記コンプライアンスに関する相談窓口

総務部総務部長

TEL 080-5372-1999